

広島県告示第五百九十八号

広島県民文化センター設置及び管理条例（昭和五十九年広島県条例第二十一号）別表の第二号の規定により、広島県民文化センターふくやまを利用する場合における附属設備の利用料金の範囲を次のように定め、令和元年十月一日から施行する。

なお、平成二十六年広島県告示第二百十五号（広島県民文化センターふくやまを利用する場合における附属設備の利用料金の範囲）は、令和元年九月三十日限り、廃止する。

令和元年九月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区 分	単 位	利用料金の範囲
ホール ピアノ（スタインウェイフルコンサート）	一台につき	一四、三七〇円以内
所作台	一式につき	八、六〇〇円以内
平台	一台につき	一五〇円以内
能舞台	一式につき	一七、一九〇円以内
仮設花道	一式につき	一、四七〇円以内
松竹羽目	一式につき	一、四七〇円以内
指揮者台	一台につき	一五〇円以内
譜面台	一〇台まで（ひとにつき）	一五〇円以内
演台	一式につき	七一〇円以内
司会者台	一台につき	二八〇円以内
金屏風 （びょうぶ）	一双につき	一、四七〇円以内
毛せん	八枚まで（ひとにつき）	一五〇円以内
長布団	八枚まで（ひとにつき）	一五〇円以内
地絨 （がすり）	一枚につき	一五〇円以内
沙幕 （しゃぼん）	一式につき	四二〇円以内
紅白幕	一对につき	一五〇円以内
浅黄幕	一对につき	一五〇円以内
上敷	一六枚まで（ひとにつき）	四二〇円以内
大太鼓	一式につき	一、四七〇円以内
映写機	一台につき	一、四七〇円以内
スライドプロジェクター	一台につき	七一〇円以内
オーバーヘッドプロジェクター	一台につき	七一〇円以内

備考

共通	文化交 流室										練習室																			
	電気設備										照明設備																			
	CDプレーヤー	カセットテープレコーダー	ビデオカセットレコーダー	ビデオプロジェクト	ワイヤレスマイク	マイク	スライドプロジェクター	司会者台	演台	アンプ	カセットテープレコーダー	CDプレーヤー	電子オルガン	ピアノ(国産アップライト)	ピアノ(国産グランド)		ステージモニター	ステージスピーカー	跳ね返りスピーカー	MDプレーヤー	CDプレーヤー	レコードプレーヤー	カセットテープレコーダー	テープレコーダー	補助ミキサー	三点吊 ^{ぶら} マイク	エレベーターマイク	ワイヤレスマイク	マイク	ミラーボール
	一台につき	一台につき	一台につき	一台につき	一本につき	一本につき	一台につき	一台につき	一式につき	一台につき	一台につき	一台につき	一台につき	一台につき	一キロワットまで	一台につき	一台につき	一台につき	一台につき	一台につき	一台につき	一台につき	一台につき	一台につき	一式につき	一式につき	一本につき	一本につき	一台につき	
	一五〇円以内	一五〇円以内	一五〇円以内	一、四七〇円以内	一五〇円以内	一五〇円以内	七一〇円以内	二八〇円以内	七一〇円以内	一五〇円以内	一五〇円以内	七一〇円以内	七一〇円以内	二、二〇〇円以内	一五〇円以内	二八〇円以内	八六〇円以内	五八〇円以内	一五〇円以内	一五〇円以内	一五〇円以内	一五〇円以内	一五〇円以内	七一〇円以内	七一〇円以内	一、四七〇円以内	一、四七〇円以内	一五〇円以内	一五〇円以内	一五〇円以内

- 一 この表の利用料金は、午前（九時から十二時まで）、午後（十三時から十六時まで）及び夜間（十七時から二十一時まで）のそれぞれごとに徴収する。
- 二 この表の照明設備の利用料金は、使用する照明設備の定格消費電力の合計により算定するものとする。
- 三 この表の電気設備の利用料金は、器具の持込みをして電力を使用する場合の利用料金をいい、持込器具の定格消費電力の合計により算定するものとする。
- 四 この表の設備の取付け及び操作は、使用者において行うものとする。